平成２４年（フ）第８６４号
大阪市西区千代崎２丁目18番４―1001号
破産者　有限会社アイエフ
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２４９号
大阪市天王寺区逢阪１丁目２番７号長井ビル２階
破産者　有限会社アーチテクト・アトリエ・山崎
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８５号
兵庫県多可郡多可町八千代区下野間33番地の169
破産者　和田金属工業株式会社
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８４号
奈良県天理市石上町507番地の２
破産者　株式会社菅野工務店
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４２６号
愛媛県松山市南吉田町2821―４　ＢｉｚＰｏｒｔ　A306、登記簿上の本店所在地愛媛県松山市本町６丁目３番地４八光ビル４階・５階
破産者　司電子株式会社
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
最後の住所山形県最上郡戸沢村大字津谷34番地の２、前住所山形県東根市神町東１丁目６番26号　武田悦四郎貸家３
破産者　亡大川竹子相続財産
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第６号
千葉県鴨川市東町1553番地の５
破産者　吉田　　寛
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第２７０号
石川県白山市水島町1212番地３
破産者　株式会社マットー
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３５６号
三重県亀山市中庄町710番地
破産者　伊藤機工株式会社
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１７号
山口県下関市椋野町１丁目25番19号
破産者　有限会社崎山運送
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
宮崎市本郷２丁目２番６号、商業登記簿上の本店所在地宮崎市京塚１丁目１番43号
破産者　株式会社パブリックカラー研究所
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２０１９号
埼玉県桶川市若宮２丁目36番13号　オーチャード　ヴィレッヂ105号、破産手続開始決定時の住所埼玉県上尾市大字上1111番地４
破産者　水戸　仁之
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０５２号
埼玉県鴻巣市下忍3850番地１　グランド吹上702号
破産者　渋谷　澄枝
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８８６号
札幌市豊平区美園７条２丁目４番16号　美園マンションＣ―102号
破産者　有澤　直美（旧姓大山）
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９８２号
札幌市中央区北１条西26丁目３番29―403号、開始決定時の住所札幌市中央区宮の森２条16丁目１番20―103号
破産者　高林　和美
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３９号
札幌市東区北23条東21丁目３番15―1006号
破産者　長崎　悠子
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９９号
札幌市西区宮の沢３条３丁目21番33―101号
破産者　國京ひろ子
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６０８号
札幌市白石区東札幌２条１丁目４番11号　ハイツ88―101号
破産者　中橋　賢二
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４１号
北海道苫小牧市弥生町２丁目14番１―303号
破産者　太田　　博
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部